

# 令和7年度 第3回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日時：令和7年11月28日（金）18：00～20：30

開催場所：市役所1階 101会議室

出席委員：直田会長、有田副会長、清原委員、西村委員、藤本委員、阿部委員、  
合田委員

## 1. 開 会

事務局：令和7年度第3回伊丹市参画協働推進委員会を開会する。議事次第「2. 委員の委嘱」について、現在まちづくり基本条例見直しに関して審議中でもあることから、まちづくり基本条例第18条に基づき、直田委員、有田委員、清原委員、藤本委員、西村委員には改めて委員に就任いただき、引き続き審議いただきたいと考えている。任期は令和9年10月31日までの2年間となる。本来であれば委嘱式を行うべきところだが時間等の関係で省略し、委嘱状については机上にて交付させていただく。次に、伊丹市参画協働推進委員会規則第2条第2項に基づき、会長ならびに副会長を互選にて選出いただきたい。

特にご意見がなければ、事務局案として推薦させていただきたい。条例見直しが審議中であることやこれまでの実績を踏まえ、会長は直田委員に、副会長は有田委員に継続いただきたいと考えるが、いかがか。

## —異議なし—

事務局：皆様の賛同を得たので、会長は直田委員、副会長は有田委員にお願いしたい。

引き続き、本日の委員会の事務手続きについて確認する。

（事務局より）

- ・委員 8 名中 7 名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者 0 名。
- ・会議資料の確認。

(署名委員について)

- ・今回は、合田委員と直田委員。

## 2. 議 事

### 会議内容

会 長：議事次第に沿って、「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：本日は答申案について審議いただきたいと考えている。事前送付資料として、これまでの条例見直しにかかる議事録、これまでの審議をもとにまとめた答申案、諮問書がある。また、A 委員より事前にいただいた「答申案に関するご意見および修正案」を本日追加資料として配布している。審議の参考としていただきたい。

はじめに、事務局より、答申案について説明させていただく。答申案の「1 はじめに」では、諮問書に応じた形で記載している。「2 (1) 現行の規定の見直しについて」では、現行規定の改廃はなく、新たに規定すべき項目もなしという結論をいただいたので、その旨を記載している。「(2) 条例に基づく制度・事業の運用について」では、①条例の理解・促進・運用について、②情報の発信及び共有と学習の機会の提供について、③市民活動の促進について、④参画と協働の推進について、⑤地域自治組織について、⑥解説書の見直しについて、の 6 項目について記載している。「3 さいごに」では、委員会で出た様々なご意見について、「今後の社会情勢に応じて施策を推進していく」という形で締めくくっている。その後には【参考】として、「(1) 見直しの方法及び経過」として審議の経過をまとめ、「(2) その他、委員会で出た主な意見」とし

て、具体的な意見を箇条書き形式で記載している。

会長：これまでの議事録をベースに、事務局に整理されたものである。前市長からの諮問に対する答申であるが、事務局の案をベースに本日は審議を行い、最終的な答申としてまとめていきたい。

まずは、答申案について各委員のご意見を伺いたい。

B 委員：これまでの内容が一通り記載されていると思うので、特に意見はない。

D 委員：これまで出た意見が網羅されているため、特に修正意見はないが、A 委員の修正案を拝見し、新たな気付きがあった。

G 委員：全ての意見を記載していただいているため、特に修正意見はないが、A 委員の修正案を拝見し、着眼点に感服しているところ。

C 委員：A 委員の修正案は皆の意見が反映されており素晴らしいと感じるとともに、勉強になった。

E 委員：今回の答申の中で大きなポイントとしては「①条例の理解・促進・運用について」の箇所に記載された、条例の見直し方法の部分であると思うが、答申案や議事録を読んでも不明な点があるため確認したい。

市が毎年作成する「(仮称) 参画と協働の取組に関する運用状況報告書」をもとに委員会が報告を受け、参画と協働の取組みについて検証を行い、その結果委員会が「問題があるため条例改正を検討するべき」と判断した場合は、その翌年度に、委員会において条例見直しの検討を行うのか。それとも、条例の付則では「4年以内ごとに見直す」となっていることから、3年後あるいは4年後に条例見直しの検討を行うのか。

事務局：条例が出来た時は、社会状況の変化に応じて定期的に見直しをしていくために「4年以内」の見直し規定を設け、実運用としては、4年ごとに見直しをしてきた。その時の状況と比べ、現在は本市における参画と協働の成熟度が高まっていると言えることもあり、規定が「4年以内」だからといって4年ごとに見直すということではなく、毎年、条例の運用状況を確認し、社会状況等と合っていなければ条例の中身を見直して

いくというやり方を採用したい。その手法として、「(仮称) 参画と協働の取組に関する運用状況報告書」を毎年お示しし、委員会においてご審議いただく。その結果「条例改正も視野に入れて見直さなければならぬ」という結論になれば、4年を待たずに検討を開始するものであると考えている。

E 委員：それで良いと思うが、それについて答申か議事録に記載した方が良いと思う。

会長：この手法は「条例の運用改善のための PDCA サイクルを回していく」という趣旨のもとで行われるため、委員会から改善提案の意見が出れば、それに対して市が対応する内容も発信される。

E 委員：この手法自体に異論はないが、条例創設当時に見直し規定の「付則」に込められた趣旨とは少し異なると感じる。「毎年運用改善のための検証を行い、必要に応じて条例の見直しを行う」というサイクルを回すのであれば、将来的には、付則の改正の必要性についても検討する必要があるのではないか。

会長：付則の改正はあり得る。

事務局：市としては、この手法で問題なくやっていけるか、最初は手探りの状態である。可能性としては低いものの、うまくいかなかった場合は従来の手法に戻す可能性も残しておきたいと考えているため、現時点での付則の改正は考えていない。しかし、この手法が軌道に乗れば、E 委員の言うとおり、将来的には付則の改正を検討したいと考えている。

会長：これはある種の実験的な試みであるため、今の段階で付則を改正するのではなく、この手法の良し悪しを見極め、数年かけて良いやり方を探っていく方が望ましいと思う。付則の改正の必要性については、その時に議論して決定すれば良いのではないか。また、答申案にはあえて「付則の改正」とまで具体的な記載をすることはないとは思うが、記載するすればどのようにするべきか。

E 委員：答申としてはこれで良いと思うが、将来的にはどのような展望を持って  
いるかという認識について、記録としてどこかに残したが良いのではな  
いかと感じる。

A 委員：議事録だけではなく、答申の「(2) その他、 委員会で出た主な意見」  
に記載してはどうか。「委員会で出た意見」として答申に記載されること  
になるため、議事録のみに記載されるよりもわかりやすく、効力がある  
のではないか。

E 委員：その形で良いと思う。

会 長：その形で良いと思う。問題提起をしていただき感謝する。

事務局：本日出たご意見として答申に記載することとする。

会 長：予めまとめていただいた意見について A 委員から説明をお願いしたい。

A 委員：追加で配布した資料に沿って、修正すべきと思う点について、順に説明  
していく。青字が意見で、赤字が修正案となっている。

「① 条例の理解・促進・運用について」では、「見える化」や「報告書」  
を主眼に置いた書き方になっているので、目的と手段がわかりやす  
いように表現の修正を提案する。また、見直し方法の説明部分で「運  
用」という言葉が多用されており、わかりにくかったため修正を提  
案する。「運用」、「執行」、「進捗」と使い分けたほうがいいのでは。  
また、市の報告書の作成のもとになる「評価」について言及して記  
載する必要があると思う。

「②情報の発信及び共有と学習の機会の提供について」の「学習の機会の  
提供」の部分は、文章の中で触れられていないため、項目名からは削除し  
てはどうか。その他の部分でも表現の修正を提案する。

「③市民活動の促進について」は項目名を「③市民活動の促進と環境整備  
について」としてはどうか。また、市民活動を説明する表現は、「公共的  
課題」よりも「社会課題の解決や、住みやすいまちづくりに」の方が適切  
ではないか。

「⑤地域自治組織について」では、「目的」と「手段」を整理し、「地域自治組織が多くの住民の参加を得て、その役割が果たせるよう、地域ごとの課題整理や「地域ビジョン」の作成、情報発信等の支援を継続して行ってください。」としてはどうか。また、順序を「③市民活動の促進」の次にした方が良いのではないか。

「⑥解説書の見直しについて」では、「第4条（市民の責務）」の解説において、市民の定義にかかる解説の中で団体・法人についてはすでに触れられているため、答申には「『市民』の定義には事業者も含まれ、地域社会の構成員としての役割と責務が求められること、外国籍市民も含まれていることを説明してください」と記載することを提案する。また、第15条の解説書の「新しい公共」の記載については、「最近はあまり聞かれない言葉であるため」ではなく、「条文に記載がないため」を付け加える方が良い。

「(2) その他、委員会で出た主な意見」では、1行目の「全市的な事業だけではなく特定の市域を対象とした事業も検討してはどうか」という意見は、協働事業全体を指すのではなく「協働事業提案制度」について言及されたことなので、それを記載した方が良い。

市議会の情報発信では、単に「引き続き取り組んでください」とするのではなく、「市民がわかりやすく、理解しやすいものとなるよう工夫していただきたい」と改めることを提案する。「議会だより」等の情報発信はなされているが、議事録を確認すると「発信していることのみでよしとせず、わかりやすく手に取りやすいものにしてほしい」という意見が委員会では出ていたため、それを記載した方が良いと思う。

会長：ありがとうございました。これまでの議事録を丁寧に読み込んでいただき、提案もいただいた。A委員の修正案についてご意見がある方はお願ひします。

まず、「①条例の理解・促進・運用について」の箇所は、具体的にどのよ

うな文章にしていくか。

A 委員：3段目の「加えて～サイクルを回していく」では、運用という言葉が多く用いられ、分かりにくい。

事務局：事務局案では、運用という言葉が、条例の見直し規定の運用、条例に紐づいた各取り組みの運用という2つの意味合いで使われており、わかりにくくなってしまっている。

E 委員：運用を運用するというのは日本語としておかしい。「～という方法を採用する」という言葉に変えては。

A 委員：「運用」とは計画や方針に基づいて持続的かつ効率的に物事を管理・維持していくといった、具体的な行政活動の中で用いる言葉である。一方、「執行」とは、法律や政策を実現させる行為を言い、業務に関する意思決定を行って実行し、実行状況を監督するという時に用いる法律用語である。政策として実現することを努力するという意味では「執行」を使ってはどうか。

会長：「執行」は、行政活動には良いが、市民活動には当てはまらなくなるのではないか。行政活動と市民活動の両方を指す時には「運用」の方が良いのではないか。

A 委員：市民にとってわかりやすくするため、意味に応じて書き分けることが必要であると思う。

E 委員：「執行」であれば公権力の行使という印象が強くなるため、「実施」が良いのではないか。「加えて、条例の見直し規定にかかる今後の運用については、この報告書をもとに、参画と協働の状況を参画協働推進委員会に報告し、条例の実施状況や制度や取組みの改善について検証するという方法を提言します。」等と表現してはどうか。

D 委員：主語が長いので、「条例の見直し規定については」としてはどうか。

E 委員：それは良いと思う。

A 委員：文章の前後を入れ替えて整理してはどうか。

「条例の見直し規定について、これまで、4年に1回の間隔で条例の見直しを行っていましたが、今後は、社会情勢や市民生活の変化、課題に迅速に対応して改善していくことが求められます。課題を把握し、解決に取り組むためには、参画と協働に関する制度や取り組みの運用状況を広く共有することが大切であり、そのためには、『参画と協働の取り組みに関する運用状況報告書』を作成し、公表することを提案いたします。この報告書をもとに、参画と協働の状況を市が参画協働推進委員会に報告し、委員会は、条例の実施状況や改善すべき点について検証するという方法を採用することを提言いたします。」と表現してはどうか。

会長：整理していただきありがとうございます。事務局は、今の議論の内容をもとにして、改めて文章を組み立ててください。

事務局：了解した。修正したものを改めて各委員にご確認いただく。

A 委員にご指摘いただいた、市の報告に対する委員会の評価検証の在り方について、現時点では、事務局より前年度の各取り組みの実施状況を集約した資料をお示しし、内容についての報告・説明を実施した後に、委員の皆様で課題や改善点について議論いただき、参画協働推進委員会としてのご意見を提示いただければと考えている。そこで、条例を見直す必要があると判断されれば、翌年度以降に見直しを行っていく。

E 委員：委員会のルーティンの仕事は何かを整理した方が良いと思う。

事務局：毎年行なうことは、『(仮称) 参画と協働の取り組みに関する運用状況報告書』をもとに審議をしていただき、意見をいただくこと。そして、その運用サイクルの中で、条例の改正を検討することが必要ではないかという意見になれば、改めて市長が諮問をし、委員会に検討していただくという形になる。

A 委員：委員会の在り方についても条例の解説文に記載してはどうか。

会長：条例第 18 条の中で委員会は、「市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとともに、市長に対し意見を述べることができる。(1) 市

民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況及び成果に関すること。

(2) この条例の見直しその他市民の参画と協働によるまちづくりに関する重要事項」となっている。条例第18条の規定と合っているか。

事務局：(1)の内容について報告を行うため、審議事項の規定と合っている。

また、市長から委員会に対して報告し、意見を求めるため、「市長の諮問に応じ～意見を述べることができる」の規定と合っているという認識である。

会長：承知した。

運用状況報告書について、基本は事務局で作るものと考えており、市民が参画するのであれば仕組みを作る必要がある。

D委員：事務局が作ったものに対して、委員会で意見を伝え、皆で作り上げていければと思っている。

A委員：協働の評価については、アウトカムやインパクトの視点を持ち、事業実施の結果、市民や地域社会にどのような変化や効果があったのかという視点を持って資料を作成してほしい。大切なのは数値だけではないという認識を持ってほしい。

事務局：了解した。

会長：A委員の資料で「学習の機会の提供」を項目から削除する提案があったが、残していただき、文章には「生涯学習」の内容を追加してもらいたい。生涯学習におけるまちづくりの位置付けを記載したい。

A委員：生涯学習については、「⑥解説書の見直し」の第15条の解説に入れてはどうか。

会長：それでもいい。

D委員：市民活動を説明するのに「公共的課題」よりも「社会課題の解決や、住みやすいまちづくりに」の方がわかりやすいと思う。

A委員：解説書に追加する内容は「一口メモ」としてではなく本文の内容としてきちんと記載されるのか。

事務局：その予定である。

A 委員：議会についての記載は、委員会で出た意見を答申に反映した。

事務局：それについては、委員会の中でも説明させていただいたが、議会基本条例でも規定されていることから、まちづくり基本条例に関する答申としては具体的に言いにくい部分がある。事務局の方で調整し、提案させていただく。

会長：了解した。答申案について他に意見はあるか。特になければ、事務局から今後の流れを説明してください。

事務局：本日の意見を踏まえて答申案を修正し、議事録と合わせて会長・副会長に確認いただくとともに、各委員にも確認いただく予定。

会長：了解した。条例見直しについては以上となる。

事務局：続いて、公募型協働事業提案制度について委員会に報告したい。これまで参画協働推進委員会において提案事業の審査をしていただいていたが、事業担当課と市民活動団体との協議によって協働の成立を図っていくという形に変更したいと考えている。協議にはこれまで通りまちづくり推進課がコーディネーター役として入る。

公募型協働事業提案制度は、市民活動団体と行政とが協働で取り組むことで効果の上がる事業を公募する制度として、平成 26 年度に創設された。市民提案型と行政提案型合わせて 41 事業の提案があり、その内 29 事業が採択されている。本制度は、市と市民活動団体等が協働により地域課題の解決を図るための契機となる制度として、一定の役割を果してきた。また、団体が担当課とのコネクションを持たない場合の関係構築や、公開プレゼンテーションを経て委員会の採択を得ることで事業の信頼性を担保するなど、協働事業の公式な窓口として機能してきた。一方で、行政提案、市民提案ともに提案件数が減少しており、令和 6 年度は申請が 1 件で採択が 0 件となっている。令和 6 年度の状況から、令和 7 年度募集の際には、制度の周知と協議時間確保のために募集期間を延

長する等制度の改善を図った。その結果、相談が 11 件寄せられたが、申請に至ったのは 0 件だった。この 11 件については、まちづくり推進課の職員がコーディネーターとして担当課との協議の場を設定し、1 件あたり 5~6 回の協議を行った。提案に至らなかった背景としては、制度のスケジュールがタイトでハードルが高いということがあげられる。担当課との協議、事業計画の作成や公開プレゼンテーションの準備等を短期間で行うことに対して、「ハードルが高い」という認識を持つ団体もあり、実際に意見もいただいている。また、課題については共通認識があっても、事業実施については他の手法との比較検討や、他の事業との優先順位の検討が必要であり、協議には非常に時間がかかる。コーディネーターの立場から見ると、それを審査のスケジュールに合わせてやらなければならないというところが協働事業の成立を難しくさせているようを感じる。このような状況から、来年度からは、制度の目的を踏まえながら運用を変更したいと考えている。審査を無くすることで、まちづくり推進課職員がコーディネーター役で参加しながら、市民活動団体と担当課の意見交換の場を持ち、締切や時間に縛られることなく、しっかりと協議しながら協働の成立を図っていきたいと考えている。地域課題の解決に向けて提案の間口を広げ、相談しやすい環境を作ることで協働事業を増やしていきたい。先ほど議論いただいた条例見直しの方法の変更と合わせて、委員会の役割についても、これまでの公募型協働事業提案制度の提案審査から、伊丹市全体の参画と協働を検証する役割を担っていただく形となる。

会長：ありがとうございました。ご意見があればいただきたい。

D 委員：提案された協働事業の審査をしないということか。

事務局：そのとおり。審査を無くすることで、スマールスタートなど、状況に応じて様々な協働の形が想定されると思う。

G 委員：本制度を経験した提案団体としては、プレゼンや事業計画書作りなど、

これまで非常にハードルが高いと感じていたので、この変更によって市民団体が行政に相談しやすくなることはありがたい。是非進めてほしい。市民活動団体は、この制度以外にも助成金申請や各種報告等の大変な作業もあるため、この制度に対して「こんなに大変なら行政との協働はやめておこう」と利用を見合わせる団体もいると思う。

D 委員：これまで諦めていた団体に対して再度声をかけてほしい。

事務局：申請に至らなかった団体にも改めて声をかけ、募集要項等でも広く周知していきたい。

D 委員：時間がなく協議が整わない中で進めざるをえなかった団体もあるのではないか。

G 委員：団体として提案した際には、プレゼンで審査員に厳しく審査されることに不安を感じたこともある。我々の場合は「物を作る」という明確な目標があり、担当課も協力的であったため、うまく協議が進んだが、そうではない場合は話し合いに時間がかかると思う。

D 委員：令和 7 年度に相談が多かった理由は何か。

事務局：募集期間を延ばしたことにより、周知期間を長くとれたことや、協議できる期間が長いことによって挑戦しやすくなったことが要因かと思う。事前説明会も例年より多くの団体に参加いただいた。

A 委員：近年、行政提案の減少や、無い年も続いているが、そういった状況への対応はどう考えているか。

事務局：事業の周知期間前に、各部局にテーマ出しを依頼している。取り組むべきことの優先順位や方向性、協働で実施するべきかの検討状況には年度によってばらつきがあるため難しい部分もあるが、スケジュールの問題は、団体と同様に担当課も感じているかもしれない。今回の変更により、担当課にとっても制度を利用しやすくなるよう、改めて制度の趣旨や活用方法を周知していきたい。

A 委員：「協働事業調査」では令和 5 年度だけでも 118 事業が実施されている。

これまでも担当課と直接協働している団体もあるが、今後は、どこの課に相談していいかわからない場合はまちづくり推進課に相談に来てもらえればコーディネートするということか。

事務局：その通り。コーディネートはこれまでもしていたが、審査のスケジュールに沿って事業を組み立てなければならぬという時間的な制約が無くなり、長い目で見ていくことができる。もちろん、これまでと同様に、まちづくり推進課を通さず、各担当課と直接繋がってもらうということでも構わない。

A 委員：行政主導の補助金や下請け化になっていないか、NPO ならでは・行政ならではのそれぞれの特性を發揮した取組みになっているかという部分について外部的な視点が入ることは大切なことだと思う。行政の視点だけではない、市民や NPO の視点で振り返りをすることが必要。協働の数だけではなく、充実度や発展度の実態がどうなっているかが見えにくくなるのではないかという懸念がある。審査は大変だが、それをやることによって、この地域課題は誰とどう解決するのがふさわしいか等について外部の視点で意見を出すことができた。今後、審査は行わないが、何らかの形で外部的な視点が入る仕組みを残し、市民活動団体の成長に繋げてほしい。

事務局：A 委員のご指摘は大変重要であると認識している。審査を無くした後、ただ繋ぐだけではなく、協働事業としてどう充実させ、発展させていくか考えていかなければならぬ。相談シート等から始まることもあれば、事業計画書を作っていくながらでもあると思うが、事業の内容に応じて発展させていきたい。

G 委員：この事業をすることによってどういう効果があるかが大切。団体から「行政とこんなことがしたい」と提案された時には、目指す効果を明確にしてから進めていく必要がある。

事務局：我々まちづくり推進課の職員は、この制度を通じて長年コーディネート

してきた経験から、押さえておくべきポイントについて協議を通じて学び、十分ではないが、ノウハウとして蓄積されてきたと感じる。これまでの経験を活かし、担当課からは専門的な意見を出してもらいながら、進めていきたいと考えている。ありがとうございます。

E委員：この制度単独ではなく、答申の「運用状況報告書を毎年作る」という点と関連付けて考えてほしい。今後は事前の提案審査をしないが、提案の内容や協議の経過を事後的にチェックすることが大切だと思う。

事務局：あまり途中段階の報告では意味がないので、タイミングを見極めつつ、委員会に共有、報告したいと考えている。

D委員：全てうまくいくものばかりではないのでタイミングが難しいとは思う。

会長：事後の検証として厳しいことを申し上げることもあると思う。

「運用状況報告書」には、公募型以外の市全体の協働事業の内容も分かるように掲載いただきたい。

D委員：報告書では正直に書いていただけたらと思う。

事務局：承知した。

今後は、議事録と答申案を皆様にご確認いただいた後、答申書を市に提出するための事務手続きに入っていく。条例の審議については、もう一度会議を開催する必要があるか確認したい。

会長：今回で終了ということで良いと思う。

事務局：臨時委員の皆様の任期は「条例見直しが終わるまで」となっているため、阿部委員、合田委員、宮内委員におかれましては、本日で最後の会議となり、改めて感謝申し上げる。

会長：ありがとうございました。臨時委員の皆様、一言いただけますか。

E委員：この条例が進化しているということを実感できて良かった。大きな改正は近年無かったが、運用に関しては今回の提案のように徐々に良い方向に変化していると感じた。そのことに貢献できたことは嬉しく思う。

G委員：貴重な経験をさせていただき感謝する。予備知識も無い中で引き受けた

が、重大な役割だったと感じる。素晴らしい方々にも出会え、大変勉強になった。

会長：臨時委員の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、これを持ちまして閉会いたします。

以上の通り、令和7年度第3回伊丹市参画協働推進委員会会議録として、確認します。

(以下署名欄)